

基本目標3 被害者の保護体制の充実

1 被害者の安全の確保

現状と課題

DV防止法に基づき、被害者の一時保護は、県婦人相談所で受け付けています。「被害者アンケート」によると、被害者のうち60.0%が一時保護を利用したことがあると回答しています。こうした中、DV相談センターでは、被害者及び同伴家族の緊急時における安全の確保や精神的・肉体的負担を軽減するため、県婦人相談所、警察等と連携し、一時保護につなげる同行支援を行っています。

今後は、被害者が高齢者・障害者である場合や、同伴家族が中学生以上の男性である場合など、県婦人相談所で一時保護ができないケースも増加していくものと考えられるため、ケースに応じた対応について関係機関と検討しておく必要があります。

現在、民間シェルターでは、県婦人相談所で一時保護ができないケースについても柔軟に対応するなど、一定の役割を果たしています。また、一時保護のみならずDV被害者の自立に向けたサポートなどの援助も行っており、民間シェルターに対する支援の拡大を検討する必要があります。

さらに、最近では、加害者の追跡も巧妙になっていること、行政への提出書類、携帯電話のGPS機能、引越し業者、郵便物の転送など、様々な要因により避難先が加害者に知れるケースがあることなどから、関係機関が連携して多角的な情報管理を徹底することが必要です。

このほか、近年、つきまとい等の行為を繰り返す「ストーカー」の認知件数も急増しており、平成25年（2013年）6月に改正された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）では、婦人相談所等がストーカー被害者の支援に努めることが規定されました。元配偶者が行うストーカー行為も法の対象となる場合があり、DV相談センターで行う相談の中で対象事案がある場合は、警察や県婦人相談所と連携して、被害者の安全確保をする必要があります。

具体的施策

(1) 緊急時における安全確保体制の整備

DV相談センターにおける県婦人相談所、警察と連携した同行支援のほか、県婦人相談所で一時保護されるまでの間、宿泊等を含む緊急的な保護を実施するなど、緊急時の安全確保に努めます。

- 同行支援の実施（市民局）
- 民間シェルターへの支援の実施・拡充の検討（市民局）
- 緊急宿泊事業の実施（市民局）
- 高齢者虐待等緊急一時保護事業などの実施（健康福祉局）
- 障害者への対応の検討（市民局・健康福祉局）

(2) 被害者の情報管理の徹底

加害者から被害者を保護する観点から、関係機関が連携して被害者の情報管理を徹底します。

- 住民基本台帳の閲覧等の制限（企画総務局）
- 福祉事務所、県婦人相談所、警察、学校、幼稚園、保育園など関係機関と連携した情報管理（市民局、関係課）
- 窓口業務に携わる職員等への研修会の実施【再掲】（市民局）
- マニュアル、事例集の作成（市民局）
- 担当課長会議の開催（市民局、関係課）
- マイナンバー制度の周知、情報管理体制の構築（市民局、関係課）

2 保護命令制度への対応

現状と課題

DV相談センターでは、加害者に対して被害者や子どもへの接近を禁止する保護命令（※6）制度の内容や手続き等について、被害者に情報提供するとともに、被害者が保護命令の申し立てを希望する場合は、申立書類の記入方法等についての助言や裁判所等への同行支援を行っています。

「被害者アンケート」によると、40.0%の人が保護命令の申し立てを行っていません。その理由として、半数の人が「相手の反応が怖かったから」と回答しています。このため、保護命令の申し立てや発令の際には、警察等、関係機関との連携を密にして、被害者の精神的負担の軽減を図るよう努めています。

また、最近では加害者からの追跡が巧妙化してきており、特に子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育園等、関係機関においても、適切な対応を求められるため、保護命令制度を十分に理解しておくよう周知を徹底するとともに、DV相談センターとのより一層の円滑な連携方法を検討していく必要があります。

具体的施策

(1) 保護命令申し立てに係る支援（裁判所提出書面作成、同行支援）

DV相談センターにおいて、保護命令制度の利用について、被害者に対し、情報提供や保護命令の申し立てについての助言を行うとともに、書面作成援助や地方裁判所への同行支援を行います。

- 県婦人相談所、警察、地方裁判所との連携した支援（市民局）

(2) 学校、幼稚園、保育園等への制度の周知徹底

子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育園等において適切な対応が必要となります。このため、保護命令制度について、関係機関への周知を徹底します。

- 保護命令制度に関するリーフレット等の作成・配布（市民局）
- 保護命令制度に関する説明会の開催（市民局）

※6 保護命令

配偶者から身体的暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者からの身体的暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき、裁判所が被害者からの申立てにより加害者に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」があります。

■ 接近禁止命令

加害者が、被害者や被害者と同居している未成年の子さらには被害者の親族等の身辺につきまったり、住居、勤務先などの付近を徘徊することや、被害者に対する無言電話、連続電話、ファクシミリ、電子メールの送付などを6か月禁止する命令。再度の申立ても可能です。

■ 退去命令

加害者に2か月、被害者とともに生活の本拠としている住居から出ていくこと、付近の徘徊禁止を命じることです。再度の申立ても可能です。

【罰則】 保護命令に違反すれば1年以下の懲役または100万円以下の罰金